

令和8年度 ごみ収集カレンダー（大島地区）

見やすいところに貼っておいてください

月	燃やせるごみ		燃やせないごみ	プラスチック製容器包装	※資源ごみ
	地区ごみ集積所		地区ごみ集積所	地区ごみ集積所	地区ごみ集積所
	赤穂瀬先・前	本村側	第2・4水曜日	第1・3水曜日	第2・4水曜日
4	月・木	火・金	8日・22日	1日・15日	8日・22日
5	月・木	火・金	13日・27日	—・20日	13日・27日
6	月・木	火・金	10日・24日	3日・17日	10日・24日
7	月・木	火・金	8日・22日	1日・15日	8日・22日
8	月・木	火・金	12日・26日	5日・19日	12日・26日
9	月・木	火・金	9日・—	2日・16日	9日・—
10	月・木	火・金	14日・28日	7日・21日	14日・28日
11	月・木	火・金	11日・25日	4日・18日	11日・25日
12	月・木	火・金	9日・23日	2日・16日	9日・23日
1	月・木	火・金	13日・27日	6日・20日	13日・27日
2	月・木	火・金	10日・24日	3日・17日	10日・24日
3	月・木	火・金	10日・24日	3日・17日	10日・24日

（※＝資源ごみは、缶、びん、ペットボトル、白色トレイ）

【ごみ収集が休みの日】

- ・ 土曜日、日曜日、国民の祝日・休日
- ・ 8月15日（盆）
- ・ 12月31日から1月3日まで（年末・年始）
- ・ 第5水曜日（4月29日、7月29日、9月30日、12月30日、3月31日）

—ごみ収集が休みの日は、絶対にごみを出さないでください—

- ◎ ごみは、必ず当日の朝、収集開始時刻の午前7時までに出してください。
- ◎ ごみは、必ず萩市の指定袋（袋に入らない物は収集券）で出してください。
（肥料袋や他市の袋では収集できません。）
- ◎ 指定袋は、島内の漁協（マリンスーパー）及び萩市大島出張所や市内の指定店（スーパー等）で販売しています。
- ◎ 廃家電品（家電リサイクル法対象品 テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・エアコン・衣類乾燥機）は、市では回収しません。電気店等の取扱店または一般廃棄物収集運搬許可業者に処分を依頼してください。
- ◎ ダンボール、新聞、雑がみは、資源ごみ再利用推進団体の「大島リサイクル会」が、第1・3水曜日に回収を行っています。資源ごみ再利用の推進を図りましょう。なお、燃やせるごみの日に出す場合は、必ず指定袋に入れるか又は収集券を貼って出してください。
- ◎ プラスチック製容器包装は、萩市ごみ収集早見表で確認をして出してください。

お問い合わせは 萩市大島出張所 ☎28-0584 萩市環境衛生課 ☎25-3146

— 野焼きは、禁止されています —

廃棄物の野焼きは、廃棄物処理法で禁止されています。法の規定に違反して、廃棄物を野焼きした者には、罰則が適用されます。

【焼却禁止】（廃棄物処理法第16条の2）

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの。

※廃棄物の野焼きは原則として禁止され、違反すると5年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下の罰金又はその併科に処せられます。野焼き禁止の例外規定とされた行為であっても、生活環境上支障を与え、苦情等のある場合は、改善命令や各種の行政指導の対象となります。

使い終わったら雑がみとしてリサイクルしましょう！